

令和 年 月 日

保護者 様

安中市立西横野小学校
校長 萩原 宏明

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが、下記に該当する病気にかかれたようですが、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可がでるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可がでましたら、下記の「証明書」に記入していただき、学校に提出してください。

感染症と出席停止の期間

| | 感染症の種類 | 出席停止の期間 |
|----------|---|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 | 病気が治って、医師の許可があるまで |
| 第2種 | インフルエンザ (H5N1 新型を除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 (はしか) | 熱が下がって、3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風しん (三日ばしか) | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 (みずぼうそう) | すべての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状がなくなって2日を経過するまで |
| | 結核 | 医師の許可があるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで | |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病 | 症状により医師が伝染のおそれがないと認め、許可があるまで |

主治医 様

お手数ですが、感染症のようでしたら下記の証明書のご記入をお願いいたします。

安中市立西横野小学校長

きりとり線

学校長 様

証明書

年 組 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、

月 日より出席してもよいと思われま

令和

年

月

日

医師

印